

基幹系一住民記録等システム
運用保守業務
技術提案書作成要領

1 技術提案書作成要領

本入札に提出する技術提案書の作成にあたって、以下について満たすように作成すること。

- (1) 技術提案書の様式は、A 4 縦長横書き両面とすること（図面等は除く）。また、日本語で表記すること。
- (2) 技術提案書は以下の 2 種類を用意すること。

ア 社名あり

(ア) 形式

- a 表紙に社名及び表題を記載すること。
- b 表題は「基幹系一住民記録等システム運用保守業務」とすること。
- c 袋とじし、袋とじの表面と裏面に印鑑を押印すること。
- d 体制については実際に従事する想定の者の氏名を記載すること。

(イ) 部数

2 部

イ 社名なし

(イ) 形式

- a 技術提案書中に社名を記載しないこと（ヘッダ、フッタ等を含む）。なお、押印の必要はない。
- b A 4 版 2 穴リングファイルなどにとじること。
- c 体制については氏名を記載せず、「〇〇 〇〇」等とすること。

(イ) 部数

10 部

- (3) 提案者の提案内容が理解しやすいように、体制や能力、経験など具体的かつ分かりやすく記述すること。
- (4) 紙媒体で提出する文書すべてを含めた電子媒体 2 組を提出すること。
- (5) 全部で概ね 20 ページ、最大 30 ページ以内に収めること。なお、表紙及び裏表紙、指定のテンプレート、パンフレット等添付書類を除く。
- (6) 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、文章のみの記述に終始せず、図表等を用いるなど、編集に配慮すること。
- (7) 提示した業務仕様書の全面コピー及び「業務仕様書のとおり」といった記述に終

始しないこと。

- (8) 技術提案書本体に記載されている内容については、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、すべて提案者が実現を約束したものとみなす。
- (9) 落札者の技術提案書の内容を契約書及び仕様書に盛り込むことによって、提案内容だけで本業務を実施できない場合は、提案者の負担で体制や人員を追加することを前提として提案すること。
- (10) 提案価格外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、技術提案書には記載しないこと。技術提案書に記載した内容は提案価格の中で実施できるものとみなす。